

環境事業センター収集事務所の統合について

1 背景

本市のごみ収集業務は、ごみの減量・資源化を目指し、資源の収集品目の拡大や収集効率の向上を図るため、平成11年度以降、市域の南部と北部の2拠点収集体制で行ってまいりました。

しかし、その後の戸別収集化などに伴い、現在では委託割合が50%を超え、2拠点を持つ必要性が薄れているとともに、環境事業センター（以下、「北部収集事務所」という。）については、昭和55年竣工の施設で既に39年が経過し、老朽化が著しく早期の改築が必要となっています。

こうしたことを踏まえ、収集事務所の統合につきましては、これまで、「藤沢市公共施設再整備プラン」の検討事業や「藤沢市行財政改革2020実行プラン」の個別課題として位置づけて検討を進めてまいりました。

2 北部収集事務所の改築及び南部収集事務所との統合について

以上の理由から、北部収集事務所を現在地で建て替えし、南部収集事務所を統合することにより、収集区域を再編し、収集運搬業務をより効率的に実施していくものです。

3 再整備の概要

(1) 再整備中の業務について

北部収集事務所の工事期間中は、秋葉台運動公園第2駐車場等の市有地に仮設事務所を建設して業務を行います。

(2) 再整備における基本的な考え方

ア 長寿命化可能な施設

適正な予防保全に努めることで、できる限り長期間使用するとともに、設備機器等についても、維持管理のしやすい構造設計・機種選定や、標準品の使用などにより、不具合による影響が最小限に抑えられるように対応します。

イ 環境にやさしい施設

本施設は、環境負荷の少ない施設とし、地球温暖化防止、低炭素社会の実現、資源有効利用などの環境に配慮した施設とします。

具体的には、照明のLED化、太陽光発電設備、雨水貯留槽や井戸の設置、断熱効果の高い建設資材や、内装材としての木材の活用など地球にやさしい施設とします。また、EVパッカー車の導入を想定した設備の準備を行います。

ウ 災害に強い施設

本施設は、被災時においても避難所から出るごみや、救急活動を妨げる道路上の災害ごみなどの収集拠点施設として業務を継続する必要があります。

こうした意味から、収集車両の燃料貯蔵設備や自家発電設備、太陽光発電設備、受水槽の設置、及び洗車やトイレ排水のための雨水貯留槽や井戸の設置など、非常時でも業務が継続できるよう備えます。

エ ユニバーサルデザインに配慮した施設

市民の利用は少ない施設であるものの、車両の出入りが多い施設であることから、市民利用に供する部分は、安全性に十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインの理念を反映したものとします。また、職員利用の部分については、一般市民が立ち入らない施設のため、バリアフリーを基本とした整備を行います。

(3) 複合化について

「藤沢市公共施設再整備基本方針」の基本的考えに基づき、複合化の可能性について検討を行います。

(4) 供用開始年度

南北収集事務所を統合することによって収集コースの見直しが必要となることに加えて、現在、建設中の北部環境事業所新2号炉が供用開始される令和5年度には、石名坂及び北部の両環境事業所のごみ搬入割合が大きく変更となることによっても、収集コースの見直しが必要となります。

こうしたことから、コース変更が及ぼす収集業務の混乱などによる市民生活への影響を最小限に抑えるため、収集コースの見直しが一度で済むよう、本施設の供用開始については、北部環境事業所新2号炉の供用開始に合わせるよう計画を進めてまいります。

(5) 規模及び構造

延べ床面積 2, 500 m²程度

地上3階建て 鉄筋コンクリート造又は、鉄骨造

4 全体スケジュール

	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
仮設事務所建設								建設工事	仮設事務所での業務						復旧工事					
							事前調査										事後調査			
新事務所建設			基本・実施設計						建設工事						供用開始					
							事前調査										事後調査			

以上

(事務担当 環境部 環境事業センター)